

奈良県告示第三百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、令和三年十二月奈良県告示第二百八十三号（指定代理納付者の指定）は、令和五年二月二日限りで廃止した。

令和五年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定納付受託者の名称

株式会社ジャックス

二 指定納付受託者の所在地

北海道函館市若松町二番五号

三 指定納付受託者の指定をした日

令和五年二月三日

四 納付事務を行う歳入等

なら歴史芸術文化村、奈良県立美術館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館及び奈良県立民俗博物館の観覧料等のうちQRコード決済を利用して納付するもの

五 納付事務を行う期間

令和五年二月三日から令和七年一月三十一日まで